

施運第802号
平成27年1月20日

各関係団体の長様

北海道保健福祉部福祉局施設運営指導課長

介護保険法施行規則等の一部を改正する省令の公布について
保健福祉行政の推進につきましては、日頃からご協力いただき厚くお礼申し上げます。
さて、標記省令につきまして、別添のとおり官報公布されましたのでお知らせします。
つきましては、平成27年4月1日からの円滑な施行に向けてご協力いただきますようよろしくお願ひ申し上げます。
なお、道内各事業所等には、総合振興局（振興局）を通じ周知しておりますので、申し添えます。

担当：事業指定グループ
(主査：中瀬)
TEL 011-231-4111(内線)25-226
FAX 011-232-1097

事務連絡
平成27年1月16日

都道府県
各 指定都市 介護保険主管部（局） 御中
中核市

厚生労働省老健局老人保健課
高齢者支援課
振興課

介護保険法施行規則等の一部を改正する省令の公布について

介護保険制度の運営につきましては、平素より種々ご尽力をいただき、
厚く御礼申し上げます。

先般の社会保障審議会介護給付費分科会（以下「分科会」という。）におきまして、指定居宅サービス等の事業の人員、設備及び運営に関する基準等の改正案に係る答申等を得られたところです。

本日、当該改正内容のうち、平成27年4月1日から施行される部分を盛り込んだ「介護保険法施行規則等の一部を改正する省令」（平成27年厚生労働省令第4号。以下「改正省令」という。）が官報公布されました。

貴県又は貴市におかれましては、管下市町村又は事業所等への周知を徹底し、平成27年4月1日からの円滑な施行に向けてご協力頂きますよう、よろしくお願ひ申し上げます。

なお、分科会において答申等が得られた改正内容のうち、本改正省令に盛り込まれていない「平成27年4月1日施行分」につきまして、来週中に官報公布することを予定しております。また、「平成27年4月1日後施行分」については、平成27年度中の官報公布を予定しています。引き続き、分科会の動向とともに、ご留意頂きますよう、よろしくお願ひ申し上げます。

Article 1

Right of Recourse

National law may provide that the operator shall have a right of recourse only

- (a) if this is expressly provided for by a contract in writing; or
(b) if the nuclear incident results from an act or omission done with intent to cause damage, against the individual who has acted or omitted to act with such intent.

Article 11

Applicable Law

Subject to the provisions of this Convention, the nature, form, extent and equitable

governed by the law of the competent court

○厚生労働省令第四号

地域における医療及び介護の総合的な確保を推進するための関係法律の整備等に関する法律（平成二十六年法律第八十三号）の施行に伴い、並びに介護保険法（平成九年法律第二百二十二号）の規定に基づき、介護保険法施行規則等の一部を改正する省令を次のように定める。

介護保険法施行規則等の一部を改正する省令

第一条 介護保険法施行規則（平成十一年厚生省令第三十六号）の一部を次のように改正する。

第六十一条中「第四十二条第一項」を「第四十二条第三項」に改める。
第六十四条第一号ハ中「複合型サービス」を「看護小規模多機能型居宅介護」に改め
同中「有料老人ホームに係るものを除く。」を削り、同条第二号を削る。

スを「看護小規模多機能型居宅介護」に改める。

第六十五条の四 第二号中「[小規模多機能型居宅介護]」の下に「利用期間を定めて行うものとし、次号において同じ」と「複合型サービス」の下に「看護小規模多機能型居宅介護」の下に「利用期間を定めて行うものを除く。次号において同じ」と「複合型サービス」の下に「看護小規模多機能型居宅介護（利用期間を定めて行うものを除く）」を削り、同条第四号を削る。

第八十四条中「第五十四条第二項」を「第五十四条第三項」に改める。

第八十五条の二第一号中「介護予防・小規模多機能型居宅介護」の下に「利用期間を定めて行うものを除く。次号において同じ」と「複合型サービス」の下に「看護小規模多機能型居宅介護（利用期間を定めて行うものを除く）」を削り、同条第三号中「有料老人ホームに係るものとし、次号において同じ」と「複合型サービス」の下に「看護小規模多機能型居宅介護に限る。」を加える。

（指定居宅サービス等の事業の人員、設備及び運営に関する基準の一部改正）

第一条 指定居宅サービス等の事業の人員、設備及び運営に関する基準 平成十一年厚生省令第三十号の一部を次のようにより改正する。

第一条第三号中「第三十七条（第四十三条、第五十八条、第九条）」を「第三十七条（第四十三条、第五十八条）」に改め、「第四十二条の二」の下に「第一百四条の二（第一百九条において準用する場合に限る）」を加え、同条第七号中「第三十七条（第五十四条、第七十四条、第八十三条、第九十一条、百五条、百五条の十九）」を「第三十七条（第五十四条、第七十四条、第八十三条、第九十一条）」に改め、「第七十一条」の下に「第一百四条の二（第一百五条の十九において準用する場合を含む）」を加える。

第五条第二項中「当該指定訪問介護事業者が指定介護予防訪問介護事業者（指定介護予防サービス等の事業の人員、設備及び運営並びに指定介護予防サービス等に係る介護予防のための効率的な支援の方法に関する基準）平成十八年厚生労働省令第三十五号。以下「指定介護予防サービス等基準」という。」第五条第一項に規定する指定介護予防訪問介護事業者をいう。以下同じ。」の指定を併せて受け、かつ、指定訪問介護の事業と指定介護予防訪問介護（指定介護予防サービス等基準第四条に規定する指定介護予防訪問介護をいう。以下同じ。）の事業とが同一の事業所において一括して運営されている場合にあっては、当該事業所における指定訪問介護及び指定介護予防訪問介護の利用者。以下この条において同じ。」を「当該指定訪問介護事業者が法第百十十五条の四十五第一項第一号イに規定する第一号訪問事業（地域における医療及び介護の総合的な確保を推進するための関係法律の整備等に関する法律（平成二十六年法律第八十三号。以下「整備法」という。）第五条による改正前の法（以下「旧法」という。）第八条の二第二項に規定する介護予防訪問介護に相当するものとして市町村が定めるものに限る）に係る法第百十十五条の四十五の三第一項に規定する指定事業者（以下「指定事業者」という。）の指定を併せて受け、かつ、指定訪問介護の事業と当該第一号訪問事業とが同一の事業所において一括して運営されている場合にあっては、当該事業所における指定訪問介護及び指定介護予防訪問介護の事業者。以下この条において同じ。」に改め、同条第五項中「指定介護予防訪問介護事業者」を「第一号に規定する第一号訪問事業に係る指定事業者」に「指定介護予防訪問介護の事業」を「当該第一号訪問事業」に「指定介護予防サービス等基準第五条第一項から第四項までに規定する人員に関する基準」を「市町村の定める当該第一号訪問事業の人員に関する基準」に改め、同項を「同条第五項」とし、同条第四項の次に次の二項を加える。

5 第二項の規定にかかわらず、常勤のサービス提供責任者の員数は、利用者の数が五十又はその端数を増すことに一人以上とすることができる。

第七条第二項中「指定介護予防訪問介護事業者」を「第五条第一項に規定する第一号訪問事業に係る指定事業者」に「指定介護予防訪問介護の事業」を「当該第一号訪問事業」に「指定介護予防サービス等基準第七条第一項に規定する設備に関する基準」を「市町村の定める当該第一号訪問事業の設備に関する基準」に改める。

供責任者の業務に主として就事務をする者を一人以上配置している指定訪問介護事業所において、サービス提供責任者が行う業務が効率的に行われている場合にあっては、当該指定訪問介護事業所に資本べきサービス提供責任者の員数は、利用者の数が五十又はその端数を増すことにより上とすることができる。

第十三条第一項中「第三十八条」の下に「以下「指定居宅介護支援等基準」という。」を加える。

第一百十一条「（營む）ことができるよう」の下に「生活機能の維持又は向上を目指し」を加える。

第一百四条に次の二号を加える。

四 指定通所リハビリテーション事業者は、リハビリテーション会議の開催により、リハビリテーションに関する専門的な見地から利用者の状況等に関する情報を構成員と共に有するよう努め、利用者に対し、適切なサービスを提供する。

第五百五十二条に次の二項を加える。

六 指定通所リハビリテーション事業者が指定訪問リハビリテーションの開催等を通じて、利用者の病状、心身の状況、希望及びその置かれている環境に関する情報を構成員と共に有し、訪問リハビリテーション及び通所リハビリテーションの目標及び当該目標を踏まえたりハビリテーション提供内容について整合性のとれた通所リハビリテーション計画を作成した場合には、第八十一条第一項から第四項までに規定する運営に関する基準を満たすことをもって、第一項から第四項までに規定する基準を満たしているものとみなすことができる。

第一百二十四条第二項中「（指定都市及び中核市にあっては、指定都市又は中核市の市長。以下同じ。）を削る。

第一百三十八条に次の二項を加える。

2 利用者の状況や利用者の家族の事情により、指定居宅介護支援事業所（（指定居宅介護支援等基準第二条第一項に規定する指定居宅介護支援事業所をいう。）の介護支援専門員が、緊急に指定短期入所生活介護を受ける）が必要と認められた者に対し、居宅サービス計画において位付けられない指定短期入所生活介護を提供する場合であつて、当該利用者及び他の利用者の処遇に文隨がない場合には、前項の規定にかかわらず、前項各号に掲げる利用者数を超えて、静養室において指定短期入所生活介護を行うことができるものとする。

第一百四十三条の二十一中「（看護職員）」の下に「（第百三十八条规定第二項中「（静養室等）」と）を加える。

第一百四十三条第一項第四号イ中「（平方メートル）」の下に「（以上）」を加える。

第一百七十四条第三項を削る。

第一百七十五条第二項第二号イ中「（利用者）」の下に「（の数）」を加え、「（のうち要介護認定等に係る介護認定審査による審査及び判定の基準等に係る省令（平成二十一年厚生省令第五十八号。以下「（認定省令）」という。）第二条第一項第二号に規定する要支援状態区分に該当する者の数）」を「（の数）」に十分の二を乗じて得た数の合計数」に改め、並びに介護予防サービスの利用者のうち認定省令第二条第一項第一号に規定する要支援状態区分に該当する者の数が十又はその端数を増すこと」を削る。

第一百八十条を次のように改める。

第一百八十条 削除

第一百九十二条の三第二項第八号及び第一百九十二条の十一第二項第十号を削る。

第一百九十二条の十二中「（第百七十九条から第百八十四条まで）」を「（第百七十九条 第百八十二条）」に改める。

第二百一一条の見出し中「（確保）」の下に「（並びに福祉用具専門相談員の知識及び技能の向上等）」を加え、同条に次の二項を加える。

福社用具専門相談員は、常に自己研鑽に努み、指定福社用具貸与の目的を達成するために必要な知識及び技能の修得、維持及び向上に努めなければならない。（指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準の一部改正）

第三条、指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準（平成十八年厚生労働省令第三十四号）の部を次のように改正する。

目次中「（複合型サービス）」を「（看護小規模多機能型居宅介護）」に改める。

本則第六十四条第三項、第六十五条、第一百七十二条第一項及び第一百七十三条を除く)中「（複合型サービス）」を「（看護小規模多機能型居宅介護計画）」に、「（複合型サービス報告書）」を「（看護小規模多機能型居宅介護報告書）」に、（指定複合型サービス事業所）を「（指定看護小規模多機能型居宅介護事業者）」に改める。

第一条第四号中「（第二十六号）」を削り、「（第三条の三十八（第十八条第六十二条第六十三条第六項第一号）を「（の同一敷地内）」の三十八（第十八条第六十二条第六十三条第六項第一号）に改め、「（限る）」の下に「（第五十九条の二）」を加え、同条第五号中「（及び」を削り、「（第二項）」の下に「（居宅に係る部分を除く。）」を加える。

第三条の四第二項中「（又は指定介護予防サービス等の事業の人員、設備及び運営並びに指定介護予防サービス等に係る介護予防のため効果的な支援の方法に関する基準（平成十八年厚生労働省令第三十五号。以下「（指定介護予防サービス等基準）」といふ。）」第五条第二項のサービス提供責任者」を削り、「（同条第五項中「（定期巡回・随時対応型訪問介護事業所）」の下に「（の同一敷地内）」の三十八（第十八条第六十二条第六十三条第六項第一号）に改め、「（限る）」の下に「（第五十九条の二）」を加え、「（併設されている）」を「（ある）」に改め、同項第五号中「（第六十三条规定第六項第一号）」を「（第六十三条规定第六項第二号）」を「（第六十三条规定第六項第一号）」に改め、同項第七号中「（第六十三条规定第六項第三号）」を「（第六十三条规定第六項）」に改め、同条第九項中「（第二十一条）」を「（第三条の二十四）」に改め、同条第十二項中「（同条第一項第一号イ）」を「（同条第四項）」に改める。

第三条の二十一第二項中「（行うとともに、定期的に外部の者による評価を受けて）」を「（行い）」に改める。

第三条の三十第二項ただし書中「（又は指定夜間対応型訪問介護事業所）」を「（指定夜間対応型訪問介護事業所又は指定訪問看護事業所）」に、「（定期巡回サービス又は随時訪問サービス）」を「（定期巡回・随時対応型訪問介護看護）」に改める。

第四十一条中「（營む）ことができるよう」の下に「（生活機能の維持又は向上を目指し）」を加える。

第四十四条第四項中「（前項）」を「（第一項から第三項まで）」に改め、同項を同条第五項とし、同条第三項の次に次の二項を加える。

4 前項ただし書の場合（単独型・併設型指定認知症対応型通所介護事業者が第一項に掲げる設備を利用し、夜間及び深夜に単独型・併設型指定認知症対応型通所介護以外のサービスを提供する場合に限る。）には、「（該サーサービス）」の提供の開始前に当該単独型・併設型指

定認知症対応型通所介護事業所に係る指定を行った市町村長に届け出るものとする。

第四十六条第一項中「（指定介護予防認知症対応型共同生活介護事業所）」を「（又は指定介護予防認知症対応型共同生活介護事業所においては共同生活住居（法第八条第十九項又は法第八条第二条第十五項に規定する共同生活を営むべき住居をいう。））」に改め、「（指定地域密着型介護老人福祉施設）」の下に「（においては施設）」を加え、同条第二項中「（指定居宅サービスをいう。）」の下に「（以下同じ。）」を「（指定介護予防サービスをいう。）」の下に「（以下同じ。）」を「（介護保険施設）」の下に「（法第八条第二十四項に規定する介護保険施設をいう。以下同じ。）」を加える。

第五十九条の次に次の二条を加える。

第五十九条の二 指定認知症対応型通所介護事業者は、利用者に対する指定認知症対応型通所介護の提供により事故が発生した場合は、市町村、当該利用者の家族、当該利用者に係る指定居宅介護支拂事業者等に連絡を行うとともに、必要な措置を講じなければならない。

2 指定認知症対応型通所介護事業者は、前項の事故の状況及び事故に際して採った処置について記録しなければならない。

3 指定認知症対応型通所介護事業者は、利用者に対する指定認知症対応型通所介護の提供により賠償すべき事故が発生した場合は、損害賠償を速やかに行わなければならない。

4 指定認知症対応型通所介護事業者は、第四十四条第四項の単独型・併設型指定認知症対応型通所介護以外のサービスの提供により事故が発生した場合は、第一項及び第二項の規定に準じた必要な措置を講じなければならない。

第五十九条第二項第五号中「（次条において準用する第三条の三十八第二項）」を「（前条第二項）」に改める。

第六十一条中「（第三条の三十八）」を削る。

第六十二条第六項中「指定小規模多機能型居宅介護事業所に次の各号のいずれかに掲げる施設等が併設されている」を「次の表の中欄に掲げる」に、「当該各号」を「同表の中欄」に改め、「ときは」の下に「同表の下欄に掲げる」を加え、同項名号を削り、同項に次の表を加える。

当該指定小規模多機能型居宅介護事業所に中欄に掲げる施設等が併設されている場合	指定認知症対応型・共同生活介護事業所、指定地域密着型介護事業所に中欄に掲げる施設等のいずれかがある場合
当該指定小規模多機能型居宅介護事業所の同一敷地内に中欄に掲げる施設等のいすれかがある場合	前項中欄に掲げる施設等、指定定期巡回・随時対応型訪問介護事業所、指定認知症対応型看護事業所、指定介護老人福祉施設又は介護老人福祉施設によるものに限る

第六十四条第一項のただし書中「若しくは」を「」に改め、「を含む。」の下に「若しくは法第一百五十四条の四十五第一項に規定する介護予防・日常生活支援総合事業（同項第一号）に規定する第一号介護予防支援事業を除く。」を加え、同条第三項中「指定複合型サービス事業所」の下に「（第一七十三条に規定する指定複合型サービス事業所をいう。次条において同じ。）」を加える。

第六十六条第一項中「二十五人」を「二十九人」に改め、同条第二項第一号中「十五人」の下に「（第一六六条第一項中「二十五人を超える指定小規模多機能型居宅介護事業所にあつては、登録定員に応じて、次の表に定める利用定員」を加え、同号に次の表を加える。）」を加える。

登録定員	利用定員
二十六人又は二十七人	十六人
二十八人	十七人
二十九人	十八人

第六十六条第一項中「行うとともに、定期的に外部の者による評価を受けて」を「行い」に改める。

第七十二条第二項中「行うとともに、定期的に外部の者による評価を受けて」を「行い」に改める。

第八十六条中「第六十三条第六項名号」を「第六十三条第六項」に改める。

第九十三条第一項に次のただし書を加える。
ただし、指定認知症対応型共同生活介護事業所に係る用地の確保が困難であることその他の地域の実情により指定認知症対応型共同生活介護事業所の効率的運営に必要と認められる場合は、一の事業所における共同生活住居の数を三とすることができる。

第一百一十条中「地域密着型介護予防サービス」を「指定地域密着型介護予防サービス」に改める。

第一百三十三条第四項中「第九条第二項から第六項まで」を「第三条の七第二項から第六項まで」に改める。

第一百五十五条を次のように改める。

第一百五十六条第二項第九号を削る。

第一百五十八条第二項第九号を削除。

第一百三十二条第四項中「指定介護老人福祉施設」の下に「指定地域密着型介護老人福祉施設（サテライト型居住施設である指定地域密着型介護老人福祉施設を除く。第八項第一号及び第十七条第一号中「指定介護老人福祉施設」の下に「又は指定地域密着型介護老人福祉施設」）」を加え、同条第八項第十二項中「指定介護予防サービス等基準」を「指定介護予防サービス等の事業の人員、設備及び運営並びに指定介護予防サービス等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準」（平成

十八年厚生労働省令第三十五号。以下「指定介護予防サービス等基準」という。）に改め、同条第十三項中「若しくは指定介護予防サービス等基準」を「（第一七三条第一項に規定する指定介護予防通所介護事業所）を削り、同条に次の第一項を加える。

第一項第一号の医師及び同項第六号の介護支援専門員の数は、サテライト型居住施設の本体施設である指定地域密着型介護老人福祉施設であつて、当該サテライト型居住施設に医師又は介護支援専門員を置かない場合には、指定地域密着型介護老人福祉施設の入所者の数及び当該サテライト型居住施設の入所者の数の合計数を基礎として算出しなければならない。この場合にあつて、介護支援専門員の数は、同号の規定にかかわらず、一以上（入所者の数が百又はその端数を増すことに準ずる）とする。

第一百三十二条第二項第六号ただし書中「指定介護老人福祉施設」の下に「又は指定地域密着型介護老人福祉施設」を加える。

第一百四十七条第六号中「第三十七条第二項」を「第三条の三十六第二項」に改める。

第一百五十六条第二項に次の一号を加える。

七次条において用いる第八十五条第二項に規定する報告、評議、要望、助言等の記録

第一百六十条第一項第三号ただし書中「指定介護老人福祉施設」の下に「又は指定地域密着型介護老人福祉施設」を加える。

「第八章 複合型サービス」を「第八章 看護小規模多機能型居宅介護」に改める。

第一百七十条中「以下「指定複合型サービス」という。」を「（施行規則第十七条の十に規定する看護小規模多機能型居宅介護に限る。以下この章において「指定看護小規模多機能型居宅介護」といふ。）」に改める。

第一百七一条第一項中「指定複合型サービス」を「指定看護小規模多機能型居宅介護の」に、「指定複合型サービス」を「（指定看護小規模多機能型居宅介護を）」に、「指定複合型サービス事業を」を「（指定看護小規模多機能型居宅介護を）」に、「行う複合型サービス」を「（行う指定看護小規模多機能型居宅介護）」に改め、同条第六項中「（行う複合型サービス）」を「（行う指定看護小規模多機能型居宅介護）」に改め、同条第十項中「（指定複合型サービス事業者が）」を「（指定複合型サービス事業者）」に改め、同条第十項中「（指定複合型サービスに該当する複合型サービス）」を「（指定複合型サービス事業を行つ者をいう。以下同じ。）」が「（複合型サービス）」を「（指定看護小規模多機能型居宅介護の）」に改める。

第一百七十三条の見出し中「（指定複合型サービス事業者）」を「（指定看護小規模多機能型居宅介護事業者）」に改め、同条中「（指定複合型サービス事業者）」を「（指定看護小規模多機能型居宅介護事業者）」に改め、指定複合型サービス事業所の下に「（指定複合型サービス事業を行つ者をいう。）」を加える。

第一百七十四条第一項中「二十五人」を「二十九人」に改め、同条第二項第一号中「十五人」の下に「（登録定員が二十五人を超える指定看護小規模多機能型居宅介護事業所にあつては、登録定員に応じて、次の表に定める利用定員）」を加え、同号に次の表を加える。

登録定員	利用定員
二十六人又は二十七人	十六人
二十八人	十七人
二十九人	十八人

第一百七十五条第一項及び第三項中「（指定複合型サービス）」を「（指定看護小規模多機能型居宅介護の）」に改める。

第一百七十六条の見出し及び同条第一項中「（指定複合型サービス）」を「（指定看護小規模多機能型居宅介護）」に改め、同条第二項中「（指定複合型サービス）」を「（指定看護小規模多機能型居宅介護の）」に改め、（第一七二条第二項中「（指定複合型サービス）」を「（指定看護小規模多機能型居宅介護の）」に改め、同条第二項中「（指定複合型サービス）」を「（指定看護小規模多機能型居宅介護の）」に改め、同条第二項中「（指定複合型サービス）」を「（指定看護小規模多機能型居宅介護の）」に改め、同号に次の表を加える。

第五十三条の次に次の十条を加える。

(勤務体制の確保等)

第五十三条の二 指定介護予防訪問入浴介護事業者は、利用者に対し適切な指定介護予防訪問入浴

介護を提供できるよう、指定介護予防訪問入浴介護事業者ごとに、介護予防訪問入浴介護従業者の勤務の休制を定めておかなければならぬ。

2 指定介護予防訪問入浴介護事業者は、指定介護予防訪問入浴介護事業者ごとに、当該指定介護

予防訪問入浴介護事業所の介護予防訪問入浴介護従業者によつて指定介護予防訪問入浴介護を提

供しなければならない。

3 指定介護予防訪問入浴介護事業者は、介護予防訪問入浴介護従業者の資質の向上のために、そ

の研修の機会を確保しなければならない。

(衛生管理等)

第五十三条の三 指定介護予防訪問入浴介護事業者は、介護予防訪問入浴介護従業者の清潔の保持

及び健康状態について、必要な管理を行わなければならぬ。

2 指定介護予防訪問入浴介護事業者は、指定介護予防訪問入浴介護事業所の介護予防訪問入浴介護に用いる浴槽その他の設備及び備品等について、衛生的な管理に努めなければならない。

(機密保持等)

第五十三条の四 指定介護予防訪問入浴介護事業者は、指定介護予防訪問入浴介護従業者の見やす

い場所に、第五十三条に規定する重要事項に関する規程の概要、介護予防訪問入浴介護従業者の勤務の体制その他の利用申込者のサービスの選択に資すると認められる重要な事項を掲示しなければならない。

(掲示)

第五十三条の五 指定介護予防訪問入浴介護事業者は、正当な理由がなく、その業務上知

り得た利用者又はその家族の秘密を漏らしてはならない。

2 指定介護予防訪問入浴介護事業者は、当該指定介護予防訪問入浴介護事業所の従業者が見やす

いが、正当な理由がなく、その業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を漏らすことがないよ

う、必要な措置を講じなければならない。

3 指定介護予防訪問入浴介護事業者は、サービス担当者会議等において、利用者の個人情報を用

いる場合は当該利用者の同意を得て、利用者の家族の個人情報を用いる場合は当該家族の同意をあらかじめ文書により得ておかなければならぬ。

(広告)

第五十三条の六 指定介護予防訪問入浴介護事業者は、指定介護予防訪問入浴介護事業所について

(介護予防支援事業者に対する利益供与の禁止)

第五十三条の七 指定介護予防訪問入浴介護事業者は、介護予防支援事業者又はその従業者に対し、利用者に対して特定の事業者によるサービスを利用させることの対価として、金品その他の財産

(苦情処理)

第五十三条の八 指定介護予防訪問入浴介護事業者は、提供した指定介護予防訪問入浴介護に係る

利用者及びその家族からの苦情に迅速かつ適切に対応するために、苦情を受け付けるための窓口を設置する等の必要な措置を講じなければならない。

2 指定介護予防訪問入浴介護事業者は、前項の苦情を受け付けた場合には、当該苦情の内容等を記録しなければならない。

3 指定介護予防訪問入浴介護事業者は、提供した指定介護予防訪問入浴介護に関する、法第二十三

条の規定により市町村が行う文書その他の物件の提出若しくは提示の求め又は当該市町村の職員からの質問若しくは照会に応じ、及び利用者からの苦情に関して市町村が行う調査に協力するとともに、市町村から指導又は助言を受けた場合においては、当該指導又は助言に従つて必要な改善を行わなければならない。

4 指定介護予防訪問入浴介護事業者は、市町村からの求めがあつた場合には、前項の改善の内容を市町村に報告しなければならない。

5 指定介護予防訪問入浴介護事業者は、提供した指定介護予防訪問入浴介護に係る利用者からの苦情に関する国民健康保険団体連合会(国民健康保険法(昭和三十三年法律第百九十二号)第四十五条第五項に規定する国民健康保険団体連合会をいう。以下同じ。)が行う法第百七十六条第一項第三号の調査に協力するとともに、国民健康保険団体連合会から同号の指導又は助言を受けた場合においては、当該指導又は助言に従つて必要な改善を行わなければならない。

6 指定介護予防訪問入浴介護事業者は、国民健康保険団体連合会に報告しなければならない。

前項の改善の内容を国民健康保険団体連合会に報告しなければならない。

(地域との連携)

第五十三条の九 指定介護予防訪問入浴介護事業者は、その事業の運営に当たつては、提供した指定介護予防訪問入浴介護に関する利用者からの苦情に関して市町村等が派遣する者が相談及び援助を行う事業その他の市町村が実施する事業に協力するよう努めなければならない。

(事故発生時の対応)

第五十三条の十 指定介護予防訪問入浴介護事業者は、利用者に対する指定介護予防訪問入浴介護の提供により事故が発生した場合は、損害賠償を速やかに行わなければならない。

2 指定介護予防訪問入浴介護事業者は、前項の事故の状況及び事故に際して採った処置について記録しなければならない。

3 指定介護予防訪問入浴介護事業者は、利用者に対する指定介護予防訪問入浴介護の提供により賠償すべき事故が発生した場合は、損害賠償を速やかに行わなければならない。

(経理の区分)

第五十三条の十一 指定介護予防訪問入浴介護事業者は、指定介護予防訪問入浴介護の事業の会計とその他の事業の会計を区分しなければならない。

2 指定介護予防訪問入浴介護事業者は、前項の会計とその他の事業の会計を区分しなければならない。

3 指定介護予防訪問入浴介護事業者は、同項第一号中「次条において準用する第二十三条」を「第五十条の三」に改め、同項第三号中「次条において準用する第三十四条第二項」を「第五十三条の八第二項」に改め、同項第四号中「次条において準用する第三十五条第二項」を「第五十三条の十第二項」に改める。

第五十五条を次のよう改める。

第五十五条 刪除

第六十条第一項中「基準該当介護予防訪問介護事業所」を「基準該当介護予防訪問入浴介護事業所」に改める。

第二十八条中「第八条から第十四条まで、第六十二条から第十九条まで、第二十一条第二十三条、第三十一条まで並びに」を削り、「第五十条第一項及び」を「第四十九条の九、第五十条第一項、第五十三条の八第五项及び第六项並びに」に改め、「これら規定中「訪問介護員等」とあるのは「介護予防訪問入浴介護従業者」と」を削り、「第八条及び第三十四条(第五项及び第六项を除く。)及び第三十四条の二から二及び第五十三条の四中「第五十三条」に「第十九条中」を「第四十九条の十三中」に「当該指定介護予防訪問介護」を「当該指定介護予防訪問入浴介護」に改め、「第二十一条中「法定代理受領サービスに該当しない指定介護予防訪問介護」とあるのは「基準該当介護予防訪問入浴介護」に改め、「第二十一条中「法定代理受領サービスに該当しない指定介護予防訪問入浴介護」とあるのは「基準該当介護予防訪問入浴介護」と」を加える。

(定員の遵守)

第一百二十条の三 指定介護予防通所リハビリテーション事業者は、利用定員を超えて指定介護予防通所リハビリテーションの提供を行つてはならない。ただし、災害その他のやむを得ない事情がある場合は、この限りでない。

第一百三十九条の次に次の二条を加える

第三百三十九条の二 指定介護予防短期入所生活介護事業者は、利用者の使用する施設、食器その他の設備又は飲用に供する水について、衛生的な管理に努め、又は衛生上必要な措置を講じなければならない。

第一百二十条の四 指定介護予防通所リハビリテーション事業者は、非常災害に関する具体的な計画を立て、非常災害時の関係機関への通報及び連携体制を整備し、それらを定期的に従業者に周知する。

るとともに、定期的に避難・救出その他の必要な訓練を行わなければならない。
第二百二十二条第一項第二号中「第十九条第一項」を「第四十九条の十三第二項」に改め、同項第

三号中「第二十二条」を「第五十条の三」に改め、同項第四号中「第三十四条第二項」を「第五十

同項第五号中「第三十五条第一項」を「第五十三条の十一第一項」に改め

第二十三条、第二十四条、第三十条、第三十一条、第三十三条から第三十六条まで、第六十七条

第三百条及び第六百二十二条から第四百四十二条まで】を【第四十九条の二から第四十九条の七まで、第四十九条の九から第四十九条の十一まで、第四十九条の十三、第五十条の二、第五十条の三、第五十三条の

四、第五十三条の五、第五十三条の七から第五十三条の十一まで及び第六十七条に
等】を「介護予防訪問入浴介護從業者」に、第八条及び第二十条中「第二十六条」を「第四十九条

の二及び第五十三条の四中「第五十二条」に、「第十三条中」を「第四十九条の七中」に改め、「百二条第三項中「介護予防通所介護従業者」とあるのは「介護予防通所リハビリティーション従業者

「アーニー」を呼ぶ。

第百二十五号第一項中「スル」を「表しくて」に、同条第十二号中「第十号」を「第十一号」に當者会議若しくはリハビリテーション会議に改め、同条第十二号中「第十号」を「第十一号」に

改め 同号を同条第十一号とし 同条中第六号から第十一号までを「母すつ繰り下け」に次の一号を加える。

六 指定介護予防通所リハビリテーション事業者が指定介護予防訪問リハビリテーション事業者（医師が参加した場合に限る）の開催場所を併せて受け、かつ、リハビリテーション会議（医師が参加した場合に限る）の開催場所

を通じて、利用者の病状、心身の状況、希望及びその置かれている環境に関する情報を構成員二名ずつ、介護予防方針開示（アドバイザリーノン）、介護予防監査所（アドバイザリーノン）の目標又は

リテーション計画を作成した場合については、第八十六条第一号から第五号までに規定するルートを予防のための効果的な支援の方法に関する基準を満たすことをもって、第二号から前号までの

第三百二十二条第一項第一号イ及びロ中「第三百四条」を「第三百一十条の四」に改める。

第三百三十三条第一項中「第八条第二項から第六項まで」を「第四十九条の二第一項から第六項まで」に改める。

2 第三百三十九条に次の二項を加える。
利用者の状況や利用者の家族等の事情により、指定介護予防支援等基準第二条に規定する担当者

職員が、緊急に指定介護予防定期入所生活介護を受けることが必要と認めた者に対し、介護予防サービス計画において位置付けられていない指定期間の介護予防定期入所生活介護を提供する場合であつて、当該利用者及び他の利用者の待遇に支障がない場合にあつては、前項の規定にかかわらず、前項各号に掲げる利用者数を超えて、静養室において指定介護予防定期入所生活介護を行うことができるものとする。

第三百三十九条の二 指定介護予防短期入所生活介護事業者は、利用者の使用する施設、食器その他
の設備又は飲用に供する水について、衛生的な管理に努め、又は衛生上必要な措置を講じなければならない。
2 指定介護予防短期入所生活介護事業者は、当該指定介護予防短期入所生活介護事業所において
感染症が発生し、又はまん延しないように必要な措置を講ずるよう努めなければならない。
第四百四十二条第一項第二号中「第十九条第二項」を「第四十九条の十三第二項」に改め、同項第
四号中「第二十三条」を「第五十条の三」に改め、同項第五号中「第三十四条第二項」を「第五十
三条の八第二項」に改め、同項第六号中「第三十五条第二項」を「第五十三条の十第一項」に改め
る。

第一百四十二条中「第九条から第十三条まで、第十五条、第十六条、第十九条、第二十一条、第二
十三条、第三十条から第三十六条まで、第五十二条、第一百二条、第一百四条及び第一百五条」を「第四
十九条の三から第四十九条の七まで、第四十九条の九、第四十九条の十、第四十九条の十三、第五
十条の二、第五十条の三、第五十二条、第五十三条の四から第五十三条の十一、第一百二十条の二及
び第一百二十条の四」に、「第三十条中「第二十六条」を「第五十三条の四中「第五十三条」に「訪問
介護従業者等」を「介護予防訪問入浴介護従業者」に、「第一百二条第三項及び第一百四条中「介護予防所
介護従業者」を「第一百二十条の二第三項中「介護予防所リハビリテーション従業者」に改める。
第一百五十三条第一項第二号及び口中「第一百四条」を「第一百二十条の四」に改める。

第一百五十九条中「第一百二十七条」の下に「第一百三十九条の二」を加え、「第一百二条」を「第一百二
十条の二」に改める。

第一百七十九条の見出し中「指定介護予防通所介護事業所等」を「指定介護予防認知症対応型通所
介護事業所等」に改め、同条中「指定介護予防通所介護事業所」を削り、「をいう。」の下に「若
しくは指定介護予防小規模多機能型居宅介護事業所（指定地域密着型介護予防サービス基準第四十
四条第一項に規定する指定介護予防小規模多機能型居宅介護事業所をいう。）」を加え、「指定介護予
防通所介護事業所等」を「指定介護予防認知症対応型通所介護事業所等」に改める。

第一百八十三条第一項及び第一百八十四条（見出しを含む。）中「指定介護予防通所介護事業所等」を
「指定介護予防認知症対応型通所介護事業所等」に改める。

第一百八十五条中「第九条から第十三条まで、第十六条、第十九条、第二十一条、第二十二条、第
三十一条から第三十三条まで、第三十四条」を「第四十九条の三から第四十九条の七まで、第四十九
条の四」に、「第十九条中「第三十四条の二、第五十条の三、第五十二条、第五十三条の四から第五
十三条の七まで、第五十三条の八」を「第三十四条の二から第三十六条まで、第五十二条、第一百二
条、第一百四条、第五十五条」を「第五十三条の九から第五十三条の十一まで、第一百二十条の二、第
二十条の四」に、「第十九条中「第三十四条の二、第五十条の三、第五十二条、第五十三条の四から第五
十三条の七まで、第五十三条の八」に、「第二十二条中「第五十条の二中」に「第三十二条中「第二十六
条、第五十三条の四中「第五十三条」に「訪問介護従業者等」を「介護予防訪問入浴介護従業者」に、「第
一百二条第三項中「介護予防通所介護従業者」を「第一百二十条の二第三項中「介護予防通所リハビリ
テーション従業者」に改め、「前項」との下に「第一百三十九条第二項」を「第五十三条の十第二項」に改め
る。

第一百八十八条第一項第四号中「平方メートル」の下に「以上」を加える。

第一百九十四条第一項第二号中「第十九条第二項」を「第四十九条の十三第二項」に改め、同項第
四号中「第一十三条」を「第五十条の三」に改め、同項第五号中「第三十四条第二項」を「第五十
三条の八第二項」に改め、同項第六号中「第三十五条第二項」を「第五十三条の十第二項」に改め

第一百九十九条中「第九条から第十三条まで、第十一条、第十二条、第二十三条、第三十条、第三十一条、第三十三条から第三十六条まで、第五十二条、第一百四十二条」を「第四十九条の三から第四十九条の七まで、第四十九条の九、第四十九条の十、第四十九条の十三、第五十条の二、第五十条の三、第五十二条、第五十三条の四、第五十三条の五、第五十三条の七から第五十三条の十一まで、第一百二十条の二、第一百二十条の四」に、「第三十条中「第二十六条」を「第五十三条の四中「第五十三条」」に、「訪問介護員等」を「介護予防訪問入浴介護従業者」に、「第二百二条第三項中「介護予防通所介護従業者」」を「第二百二十条の二第三項中「介護予防通所リハビリテーション従業者」」に改める。

より行われるものに限る。以下「指定第一号通所事業」という、に係るサービスを加え、同項第4項中「指定介護予防訪問介護、指定介護予防訪問看護及び指定介護予防通所介護」を「次に掲げる事業」に改め、同項に次の各号を加える。

三
正義

第二百六十一条第一項第四号中「第二十三条」を「第五十条の三」に改め、同項第五号に

十四条第二項を「第五十三条の八第二項」に改め、同項第六号中「第三十五条第二項」を「第五十三条の十第一項」に改め、同項第七号を削り、第八号を第七号とし、第九号を第八号とし、第十号を第九号とする。

第二百三十二条第一項第二号イ中「のうち要介護認定等による審査及び判定の基準等に関する省令(平成十一年厚生省令第五五八号)以下「認定省令」という。」第二条第一項第二号に規定する要支援状態区分に該当する者の数が三又はその端数を増すことに一及び利用者の二つ認定省令第二条第一項第一号に規定する要支援状態区分に該当する者」を削り、同条第二項第二号イ中「利用者のうち認定省令第二条第一項第二号に規定する要支援状態区分に該当する者及び」を削り、「利用者の数」の下に「及び利用者の数に十分の三を乗じて得た数の合計数」を加え、「並びに利用者のうち認定省令第二条第一項第一号に規定する要支援状態区分に該当する者の数が三又はその端数を増すことの一以上」を削る。
第二百三十四条第四項中「第八条第二項から第六項まで」を「第四十九条の二第二項から第六項まで」に改める。

第二百三十六条 次のよう改める。
第一百三十六条 削除

第二百四十四条第一項中第一号を削り、第三号を第二号とし、第四号を第三号とし、第五号を第

四号とし、同項第六号中「第二十三条」を「第五十条の三」に改め、同号を同項第五号とし、同項第七号中「第三十四条第二項」を「第五十三条の八第一項」に改め、同号を同項第六号とし、同項第八号中「第三十五条第二項」を「第五十三条の十一第二項」に改め、同号を同項第七号とする。

第一百四十五条中「第十一条、第十二条、第二十一条、第二十三条、第三十条から第三十六条まで」で、第五十一条、第五十二条、第四十四条及び第一百五条を「第四十九条の五、第四十九条の六、第五十条の二から第五十二条まで、第五十三条の四から第五十三条の十一まで、第一百二十条の四及び第一百三十九条の二」に改め、「第三十条中「第二十六条」とあるのは「第二百四十条」と、「訪問介護員等」とあるのは「介護予防特定施設従業者」とを削り、「第五十一条中」を「第五十一条及び五百三十三条の四中」に改め、「介護予防特定施設従業者」との下に「同条中「第五十三条」とあるのは「第一百四十条」とを加える。

第二百五十三条第一項中「指定介護予防サービス事業者」を「事業者」に改める。第二百五十八条第四項中「第八条第二項から第六項まで」を「第四十九条の二第一項から第三項まで」に改める。

まで」に改める。
第二百六十条第二項中「受託介護予防サービス事業者は」の下に、指定居宅老人介護事業者(法

第四十一条第一項に規定する指定居宅サービス事業者をいう。」を加え、「又は」を「若しくは」に

（二）文部省第十五條の四十五の三第一項に規定する指定事業者（次項において「指定事業者」という。）を加え、同条第三項中「指定介護予防訪問介護」を「指定訪問介護」に改め、

(指定住宅サービス等基準第四条に規定する指定訪問介護をいう。以下同じ)、指定通所介護(指定通所介護(指定期宅サービス等基準第九十二条に規定する指定通所介護をいう。以下同じ)に改め、指定介護)

護予防通所介護」を削り、「指定介護予防認知症対応型通所介護」の下に「並びに法第百十五條の四十五第一項第一号イに規定する第一号訪問事業（指定事業者によりて行はれるもの）」と記載する。以上、(略)

定第一号訪問事業」という。に係るサービス及び回号口に規定する第一号通所事業（指定事業者による訪問事業）

2 福祉用具専門相談員は、常に自己研鑽に励み、指定介護予防福祉用具貸与の目的を達成するため必要な知識及び技能の獲得、維持及び向上に努めなければなりません。

第三百七十五條第二項第一号中「第十九條第二項」を「第四十九条の十三第二項」に改め、同項

第三号中「第三十二条」を「第五十条の二」に改め、同項第四号中「第三十四条第二項」を「第五十三条の八第一項」に改め、同項第五号中「第三十五条第二項」を「第五十三条の十第二項」に改める。

第二百七十六条中「第八条から第十九条まで、第二十一条、第二十三条、第三十一条から第三十三条まで、第五十二条」を「第四十九条の二から第四十九条の十三まで、第五十条の二、第五十条の三、第五十二条、第五十三条の五から第五十三条の十一まで」に、「第二十二条第一項及び第二項」を「第二百二十条の二第一項及び第二項」に、「第八条中「第二十六条」を「第四十九条の二中「第五十三条」に、「訪問介護員等」を「介護予防訪問入浴介護從業者」に、「第十条」を「第四十九条の四」に、「第十四条第二項」を「第四十九条の八第二項」に、「第十八条」を「第四十九条の十二」に、「第十九条中」を「第四十九条の十三中」に、「第二十一条中」を「第五十条の二中」に、「第二百二十二条第一項」を「第二百二十条の二第二項」に改まる。

第二百七十八条の二の見出し中「介護予防福祉用具計画」を「介護予防福祉用具貸与計画」に改

第二百八十一条中「第八条から第十四条まで、第十六条から第十九条まで、第二十一条、第二十三

第三十一条から**第三十三条**まで、**第三十四条**を「**第四十九条の二**から**第四十九条の八**まで、**第四十九条の十**から**第四十九条の十三**まで、**第五十条**の**一**、**第五十条**の**三**、**第五十二条**、**第五十二**

十二条を「第五十三条の九から第五十三条の十一まで」と「第一百一十二条第一項及び第二項」を「第一

百二十二条の二第一項及び第二項】に、「第八十条〔第二十六条〕」を「第四十九条の二中〔第五十三条〕」
二、【防衛・外務省等】と「〔監視・外務省等〕」を「〔監視・外務省等〕」へ改正する。

第十四条第二項を「**第四十九条の八第二項**」に、「**第十八条**」を「**第四十九条の十二**」に、「**第十九条**」

「中」を「第四十九条の二十二中」に、指定介護予防訪問介護を「指定介護予防訪問入浴介護」に、「第二十一条中」を「第五十条の二中」に、「第二百二十二条第二項」を「第二百二十一条の二第二項」に改める。

「中」を「第四十九条の二十二中」に、指定介護予防訪問介護を「指定介護予防訪問入浴介護」に、「第二十一条中」を「第五十条の二中」に、「第二百二十二条第二項」を「第二百二十一条の二第二項」に改める。

当該指定期型介護予防小規模多機能型居宅介護事業所の同一敷地内に中欄に掲げる施設等のいすれかが併設されている場合	当該指定期型介護予防小規模多機能型居宅介護事業所の同一敷地内に中欄に掲げる施設等のいすれかが併設されている場合
前項中欄に掲げる施設等、指定定期巡回・随時対応型事業所による訪問介護看護事業所、指定認知症対応型介護老人福祉施設又は介護老人福祉施設等の事業所に規定する療養病床を有する診療所であるものに限る	指定認知症対応型共同生活介護事業所に係る用地の確保が困難であることその他地域の実情により指定介護予防認知症対応型共同生活介護事業所の効率的運営に必要と認められる場合は、一の事業所における共同生活住居の数を三とすることができる。

第二百八十九条中「第八条から第十四条まで、第十六条から第十八条まで、第二十三条、第二十九条、第三十一条から第三十六条まで、第五十二条、第一百二条第一項及び第二項」を「第四十九条の二から第四十九条の八まで、第四十九条の十から第四十九条の十二まで、第五十条の三、第五十二条、第五十三条の三、第五十三条の五から第五十三条の十一まで、第百二十条の二第一項及び第二項」に、「第八条中「第二十六条」を「第四十九条の二中「第五十三条」に、「訪問介護員等を介護予防訪問入浴介護従業者」に、「第十条」を「第四十九条の四」に、「第十四条第二項」を「第四十九条の八第二項」に、「第十八条中」を「第四十九条の十二中」に、「第一百二条第二項」を「第一百二十二条第二項」に改める。

附則第三条中「平成十五年厚生労働省令第二十八号」の下に「附則」を加える。
 (指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員、設備及び運営並びに指定地域密着型介護予防サービスに係る介護予防のため効率的な支援の方法に関する基準)
 第六条 指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員、設備及び運営並びに指定地域密着型介護予防サービスに係る介護予防のため効率的な支援の方法に関する基準(平成十八年厚生労働省令第二十六号)の一部を次のように改正する。

第七条第四項中「前三項」を「第一項から第三項まで」に改め、同項を同条第五項とし、同条第三項の次に次の二項を加える。

4 前項ただし書の場合(単独型・併設型指定介護予防認知症対応型通所介護事業者が第一項に掲げる設備を利用して、夜間及び深夜に単独型・併設型指定介護予防認知症対応型通所介護以外のサービスに係る介護予防のため効率的な支援の方法に関する基準)には、当該サービスの内容を当該サービスの提供の開始前に当該単独型・併設型指定介護予防認知症対応型通所介護事業者に係る指定を行った市町村長に届け出るものとする。

第八条第一項中「第四十四条第六項第二号」及び「第四十四条第六項第三号」を「第四十四条第六項第一項」に改める。

第九条第一項中「指定介護予防認知症対応型共同生活介護事業所」を「又は指定介護予防認知症対応型共同生活介護事業所においては共同生活住居(法第八条第十九项又は法第八条の二第十五项に規定する共同生活を営むべき住居をいう)」ことに改め、「指定地域密着型介護老人福祉施設」の下に「においては施設」を加え、同条第二項中「第四十四条第六項第四号」を「第四十四条第六項第一項」に改める。

4 指定介護予防認知症対応型通所介護事業者は、第七条第四項の単独型・併設型指定介護予防認知症対応型通所介護以外のサービスの提供により事故が発生した場合は、第一項及び第二項の規定に準じた必要な措置を講じなければならない。

第四十四条第六項中「指定介護予防小規模多機能型居宅介護事業所に次に各号のいすれかに掲げる施設等が併設されている」を次の表の上欄に掲げるに、「当該各号」を「同表の中欄」に改め、「ときは、」の下に「同表の下欄に掲げる」を加え、同項各号を削り、同項に次の表を加える。

登録定員	利用定員
二十六人又は二十七人	十六人
二十八人	十七人
二十九人	十八人
三十人	十九人
三十一人	二十人
三十二人	二十一人
三十三人	二十二人
三十四人	二十三人
三十五人	二十四人
三十六人	二十五人

第六十五条第二項中「行うとともに、定期的に外部の者による評価を受けて」を「行い」に改める。

第六十六条第一項に次の二項を加える。

4 指定介護予防認知症対応型共同生活介護事業所に係る用地の確保が困難であることその他地域の実情により指定介護予防認知症対応型共同生活介護事業所の効率的運営に必要と認められる場合は、一の事業所における共同生活住居の数を三とすることができる。

第六十七条(第四項を除く)及び第三十八条に改める。

第六十八条第二項中「行うとともに、定期的に外部の者による評価を受けて」を「行い」に改める。

第六十九条中「法第八条の二第十七項」を「法第八条の二第十五項」に改める。

第七十条中「第三十六条から第三十八条まで」を「第三十六条、第三十七条(第四項を除く)、第三十八条」に改める。

第六十一条中「第三十六条から第三十八条まで」を「第三十六条、第三十七条(第四項を除く)、第三十八条」に改める。

第六十二条中「第三十六条から第三十八条まで」を「第三十六条、第三十七条(第四項を除く)、第三十八条」に改める。

第六十三条第一項に次の二項を加える。

4 指定介護予防認知症対応型共同生活介護事業所に係る用地の確保が困難であることその他地域の実情により指定介護予防認知症対応型共同生活介護事業所の効率的運営に必要と認められる場合は、一の事業所における共同生活住居の数を三とすることができる。

第六十四条第一項中「第三十六条から第三十八条まで」を「第三十六条、第三十七条(第四項を除く)、第三十八条」に改める。

第六十五条第一項に次の二項を加える。

4 指定介護予防認知症対応型共同生活介護事業所に係る用地の確保が困難であることその他地域の実情により指定介護予防認知症対応型共同生活介護事業所の効率的運営に必要と認められる場合は、一の事業所における共同生活住居の数を三とすることができる。

第六十六条第一項中「第三十六条から第三十八条まで」を「第三十六条、第三十七条(第四項を除く)、第三十八条」に改める。

第六十七条 指定介護予防支援等の事業の人員及び運営並びに指定介護予防支援等に係る介護予防のため効率的な支援の方法に関する基準(平成十八年厚生労働省令第三十七条)の一部を次のように改める。

(指定介護予防支援等の事業の人員及び運営並びに指定介護予防支援等に係る介護予防のため効率的な支援の方法に関する基準の一部改正)

第七条 指定介護予防支援等の事業の人員及び運営並びに指定介護予防支援等に係る介護予防のため効率的な支援の方法に関する基準(平成十八年厚生労働省令第三十七条)の一部を次のように改める。

第二十八条第二項第一号中「第三十条第十三号」を「第三十条第十四号」に改め、同号末中「第三十条第十五号」を「第三十条第十四号」に改める。

第一百二十五条第二号の規定による介護予防通所リハビリテーション計画の作成

(施行期日) 平成25年4月1日

用する場合を含む)の規定による介護予防短期入所生活介護計画の作成

第一百九十七条第二号（第二百一十五条において準用する場合を含む。）の規定による介護予防短期入所療養介護計画の作成。

別表第二「指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準の項中「複合型サービス計画」を「看護小規模多機能型居宅介護計画」に、「複合型サービス報告書」を「看護小規模多機能型居宅介護報告書」に改める。

別表第四「中介護保険法施行規則（平成十一年厚生省令第三十六号）」の項を削り、指定居宅サービス等の事業の人員、設備及び運営に関する基準の項中「第百四十条の二十五」及び「及び第百五十五条の二十三」を削り、同表指定介護予防サービス等の事業の人員、設備及び運営並びに指定介護予防サービス等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準の項を次のように改める。

指定介護予防、サービス等の事業の人員、設備及び運営並びに指定介護予防のための効果的な方法に関する基準	サードパーティによる介護予防訪問看護計画書の提出
第七十六条第二号の規定による介護予防訪問看護計画書の提出	第七十六条第五号の規定による介護予防訪問看護計画書の交付
第七十七条第五号の規定による介護予防通所リハビリテーション計画の交付	第八十五条第五号の規定による介護予防訪問リハビリテーション計画の交付
第七十八条第五号の規定による介護予防通所リハビリテーション計画の交付	第七十九条第五号（第二百六十四条及び第二百八十五条において準用する場合を含む。）の規定による介護予防短期入所生活介護計画の交付
第七十九条第五号（第二百六十五条において準用する場合を含む。）の規定による介護予防短期入所生活介護計画の交付	第二百四十七条第四号（第二百六十四条规定による介護予防特定施設サービス計画の交付を含む。）の規定による介護予防特定施設サービス計画の交付

別表第四「指定地域密集型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する其他の項目」に複合型サービス計画書を「看護小規模多機能型居宅介護計画」に、「複合型サービス報告書」を「看護小規模多機能型居宅介護報告書」に改める。

	第五条第二項 指定訪問介護事業者（指定住宅サービス）等の事業の人員（設備及び運営に關する基準（平成十一年厚生省令第三十七号）以下と同様の基準）と 指定訪問介護事業者をいう。以下同じ。	法第一百五十五条の四十五第一項第一号イに規定する第一号訪問事業（前条に規定する指定訪問介護に相当するものとして市町村が定めるものに限る。）に係る指定事業者
訪問介護又は指定 訪問介護予防訪問介護又は指定 事業	指定訪問介護（指定住宅サービス等基準第四条に規定する指定訪問介護をいう。以下同じ。）の定	当該第一号訪問事業

第九十九条第
四項

指定通所介護事業者	第九十七条第一項第三号に規定する第一号通所事業に係る指定事業者
指定通所介護の事業	当該第一号通所事業

2

前条第三号の規定によりなおその効力を有するものとされる旧介護予防サービス等基準第百十二項第三号及び第七項並びに第一百四十二条第四項の規定は、旧基準該当介護予防通所介護の事業と介護保険法百十五条の四十五第一項第一号に規定する第一号通所事業（旧基準該当介護予防通所介護に相当するものとして市町村が定めるものに限る）を同一の事業所において一括して運営している場合について準用する。この場合において、次の表の上欄に掲げる旧介護予防サービス等基準の規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の下欄に掲げる字句に読み替えるものとする。

第一百十二条第一項第二号	基準該当通所介護（指定居宅サービス等基準第百六条第一項に規定する基準以下同じ）の事業	法第一百十五条の四十五第一項第一号に規定する第一号通所事業（基準該当介護予防通所介護に限る）
第七项	基準該当通所介護の事業	第一項第二号に規定する第一号通所事業
第四项	基準該当通所介護の事業	市町村の定める当該第一号通所事業の所事業
第一百四十二条第一項	指定居宅サービス等基準第百八条第一項から第三項までに規定する	厚生労働省令第五号

第六条 整備法附則第十三条の規定により指定を受けたものとみなされた者に係る第五条の規定による改正後の指定介護予防サービス等の事業の人員、設備及び運営並びに指定介護予防サービス等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準（以下「新介護予防サービス等基準」といいう。）第二百六十条第二項の適用については、同項中「指定事業者」とあるのは「指定事業者（地域における医療及び介護の総合的な確保を推進するための関係法律の整備等に関する法律（平成二十六年法律第八十三号）附則第十三条の規定により指定を受けたものとみなされた者を含む。）」とす

新介護予防サービス等基準第二百六十条第二項の規定により旧指定介護予防訪問介護を行う事業者及び旧指定介護予防通所介護を行う事業者が受託介護予防サービス事業者となる場合、同条第三項中「指定通所介護」という。以「同じ」とあるのは「指定通所介護を行なう。以下同じ。」地域における医療及び介護の総合的な確保を推進するための関係法律の整備等に関する法律（平成三十六年法律第八十三号）附則第十二条又は第十四条第二項の規定によりなおその効力を有するものとされた同法第五条による改正前の法（以下「旧法」という。）第五十三条第一項に規定する指定介護予

防サービス（以下この項において「旧指定介護予防サービス」という。）に該当する旧法第八条の二第二項に規定する介護予防訪問介護（次項において「指定介護予防訪問介護」という。）と、「指定介護予防訪問リハビリテーション」とあるのは「指定介護予防訪問リハビリテーション、旧指定介護予防サービスに該当する介護予防通所介護（次項において「指定介護予防通所介護」という。）と、同条第四項第一号中「指定訪問介護」とあるのは「指定訪問介護若しくは指定介護予防訪問介護」と、同項第二号中「指定通所介護」とあるのは「指定通所介護若しくは指定介護予防通所介護」とする。

○厚生労働省令第五号

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成十七年法律第二百二十三号）第三十条第二項及び構造改革特別区城法（平成十四年法律第八十九号）第三十四条の規定に基づき、障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定障害福祉サービスの事業等の人員、設備及び運営に関する基準及び厚生労働省関係構造改革特別区城法第三十四条に規定する政令等規制事業に係る省令の特例に関する措置を定める省令の一部を改正する省令を次のように定めることとする。

平成二十七年一月十六日

厚生労働大臣 塚崎 兼久

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定障害福祉サービスの事業等の人員、設備及び運営に関する基準（一部改正）

第一条 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定障害福祉サービスの事業等の人員、設備及び運営に関する基準（平成十八年厚生労働省令第二百七十一号）の一部を次のように改正する。

第九十四条の二の見出し中「指定小規模多機能型居宅介護事業所」を「指定小規模多機能型居宅介護事業所等」に改め、同条各号列記以外の部分中「以下同じ。」が「第一百二十五条の二第一号において同じ。」又は指定看護小規模多機能型居宅介護事業者、指定地域密着型サービス基準第七百七十二条第一項に規定する指定看護小規模多機能型居宅介護事業者をいう。第一百二十五条の二第一号において同じ。」が「に改め「指定小規模多機能型居宅介護をいう。」の下に「第一百二十五条の二第一号において同じ。」又は指定看護小規模多機能型居宅介護事業者（指定地域密着型サービス基準第七百七十二条第一項に規定する指定看護小規模多機能型居宅介護事業者をいう。第一百二十五条の二第一号において同じ。」が「に改め「指定小規模多機能型居宅介護をいう。」の下に「又は第一百七十二条第一項」を加え、「以下同じ。」を基準該当生活介護事業所を「又は指定看護小規模多機能型居宅介護事業所（指定地域密着型サービス基準第二百七十二条第一項に規定する指定看護小規模多機能型居宅介護事業者をいう。」を

事業所（指定地域密着型サービス基準第二百七十二条第一項に規定する指定看護小規模多機能型居宅介護事業所を「又は指定看護小規模多機能型居宅介護事業者をいう。」とす